本則中「第二百十条第五号」を「第一条第三項第五号」に、「薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」を「薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」に改める。

第九　放射性医薬品基準（平成二十五年厚生労働省告示第八十三号）を次のように改正する。

第1の32の項中「第50条第7号」を「第50条第8号」に改める。

**○農林水産省告示第七百四十六号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23434号
2　品種登録の年月日　平成26年6月3日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Mirabilis jalapa L.
4　登録品種の名称　微笑（ほほえ）みがえしレッド
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
須田暁一郎
神奈川県平塚市土屋293番地4
7　出願公表の年月日　平成24年2月20日

1　品種登録の番号　第23435号
2　品種登録の年月日　平成26年6月3日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Mirabilis jalapa L.
4　登録品種の名称　微笑（ほほえ）みがえしホワイト
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
須田暁一郎
神奈川県平塚市土屋293番地4
7　出願公表の年月日　平成24年2月20日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百四十七号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月一日　第十六号
二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人愛媛県有機農業研究会
愛媛県今治市辻堂一丁目四番十一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
(2)　認定を行う事業所の所在地
愛媛県今治市辻堂一丁目四番十一号

**○農林水産省告示第七百四十八号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月一日　第二十四号
二　登録認定機関の名称及び住所
一般財団法人日本穀物検定協会　東京都中央区日本橋兜町十五番六号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び中華人民共和国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区日本橋兜町十五番六号

**○農林水産省告示第七百四十九号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年四月十一日　第五十号
二　登録認定機関の名称及び住所
岐阜県　岐阜県岐阜市薮田南二丁目一番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
岐阜県
(2)　認定を行う事業所の所在地
岐阜県岐阜市薮田南二丁目一番一号

**○農林水産省告示第七百五十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　石川県白山市吉野二十七字七三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百五十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　石川県白山市瀬戸ヲ四一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七百五十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　石川県加賀市大聖寺地方町八　五五の一、五五の三、五五の七、六三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）